

豊田市活性化計画

愛知県豊田市

令和7年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 豊田市活性化計画

都道府県名 愛知県

市町村名 豊田市

地区名(※1)

敷島自治区

計画期間(※2)

令和6年～令和10年

目 標 : (※3)

当該地区は、豊田市の北部に位置し市内中心部から車で約1時間の位置にある典型的な中山間地である。これまでも移住者の受け入れや関係人口の創出に取り組んできたが、人口減少や高齢化が進み、担い手不足や鳥獣被害、農業収益の減少などを理由に離農する農業者が増加し、今後、さらなる荒廃農地の増加が懸念される。このような地域の活力低下や農業の低迷は、生産活動を通じて発揮される多面的機能の発揮が危惧される状況である。

一方で、東日本大震災や新型コロナを契機として、豊かな自然環境の中での暮らしへの憧れが増し、また、テレワークの普及や様々な働き方により、中山間地域を始めとした地方への移住や2拠点生活の注目度が高まっている。さらに、SDGsやカーボンニュートラル意識が醸成されつつあることから、都市部住民のボラティア活動や企業のCSR活動の場として、都市部住民との交流を促進し、関係人口による農林業、地域活力の維持・向上を目指す。具体的な目標として以下の2点を掲げる。

①遊休農地の解消 5.3ha

②粗放的利用面積 2.8ha

目標設定の考え方

地区の概要:

- ・豊田市は、愛知県の中央北部に位置し、岐阜県、長野県に接する面積918km²の県内最大の自治体である。全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」と知られ、世界をリードするものづくり中枢都市としての顔を持つ一方で、市域のおよそ7割を森林が占める緑が多い町としての顔を持っている。
- ・本計画の対象地区である敷島自治区は、振興山村地域、特定農山村及び過疎地域であり、平成17年に豊田市が吸収合併した旧東加茂郡旭町の南部に位置する標高約300～500mの面積約2,187haの中山間地区である。令和6年4月現在で400世帯弱が居住している人口減少・高齢化が進む10集落が集まった区域である。
- ・山あいのわずかな平地に農地と、宅地が点在する7.5割を森林が占める中山間地域である。
- ・敷島自治区は、2010年度に地域の未来ビジョンを共有し、効果的にまちづくりを進めるための「しきしま♡ときめきプラン」を策定し、現在は、令和7年度からの「しきしま♡ときめきプラン2025」を策定中である。
- ・「しきしま♡ときめきプラン」に基づき、積極的に移住者を受け入れ、平成26年からの5年間では、23世帯のUターンがあった。
- ・地域住民により、使われなくなったこども園をリノベーションし、拠点施設となる「しきしまの家」を整備した。また、令和5年度より国の農村RMO形成推進事業を活用し、農用地保全、地域資源活用、生活支援に取り組んでいる。

現状と課題

現状

- ・山あいの平坦部に主に良食味の水稲「ミネアサヒ」を作付けしている。水稲の作付面積は約41.8haである。
- ・小規模(第2種兼業)農家による零細な経営体が多い。
- ・高齢化、人口減少により、遊休農地は、約16.0haと増加傾向にある。
- ・担い手の減少により、一人当たりの農地管理面積が増加し、草刈りの負担が大きくなったことが耕作放棄の要因になっている。
- ・押井の里「自給家族」をモデルとしたCSAを、敷島自治区全体で取り組み始めた。
- ・企業、地元中学校と連携した、新たな加工品の開発に取り組んでいる。
- ・押井の里「自給家族」をモデルとしたCSA農業への関心が高まっているが、消費者とつながるサポート体制が必要である。
- ・「しきしま♡ときめきプラン2025」を策定中である。

課題

- ・拠点施設である「しきしまの家」が、地域全体へ広がる「自給家族」において必要となる営農者と消費者をつなげる体制をDX等を用いて強化する必要がある。
- ・しきしまの家運営協議会を法人化し、将来的に地権者が耕作できなくなった水田を、法人が管理できる体制を整備する必要がある。
- ・草刈りによる作業が効率化ができる仕組みを構築する必要がある。
- ・地域の担い手や法人のオペレーターの確保が必要である。

- ・地元農産物の高付加価値化が必要である。

今後の展開方向等(※4)

- ・「しきしま♡ときめきプラン2025」に基づき、地域住民、関係者人口が一体となってまちづくりを効果的に進める。
- ・任意団体であるしきしまの家運営協議会を非営利型一般社団法人にする。
- ・「地域まるっと中間管理事業」により、耕作できなくなった農地を、「しきしまの家」が利用調整し、農地保全を図っていく。
- ・地域計画により、農業上の利用が行われる農用地とそれ以外の農用地を区分し、農業上の利用が行われる農用地のうち水田については、「自給家族」によるC SA農業を推進していく。
- ・「自給家族」による米の販売価格を常に見直し、再生産可能価格での販売をする。
- ・それ以外の農用地については、専門家を交えた地域住民の話し合いにより、移住者、地域外住民、企業が利用できる市民農園としての農用地利用や景観作物、山菜の栽培など集落の状況に合わせた粗放的な管理などの利用を考える。
- ・大学と連携し、ラジコン草刈り機の自動運転化を研究すると共に、機械の共同利用体制の構築を図る。
- ・企業との連携により、ハラペーニョの栽培拡大を図るとともに、地元中学生を交えて、新たな加工品を開発する。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
豊田市	敷島自治区	農山漁村振興交付金(山村活性化対策)	豊田市		
豊田市	敷島自治区	農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)	しきしまの家運営協議会		
豊田市	敷島自治区	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション推進事業 農泊推進型)	しきしまの家運営協議会		
豊田市	敷島自治区	農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)	豊田市		
豊田市	敷島自治区	農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)	豊田市		
豊田市	敷島自治区	中山間地域等直接支払交付金	豊田市		
豊田市	敷島自治区	多面的機能支払交付金	豊田市		
豊田市	敷島自治区	機構集積協力金交付緊急対策事業	豊田市		
豊田市	敷島自治区	鳥獣被害防止総合対策交付金	豊田市農作物等鳥獣害対策連絡協議会		

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

敷島自治区(愛知県豊田市)	区域面積(※2)	2,187ha
区域設定の考え方(※3) ①法第3条第1号関係: ・区域は、振興山村地域、特定農山村及び過疎地域であり、わずかな平場で水稻を中心に、露地野菜や自然薯、施設花きが栽培されており、大部分を森林が占める豊かな自然環境を有した敷島自治区とする。 ・敷島自治区の地目別面積は、農業委員会サポートシステムによると田115ha(5.3%)、畑1ha(0.0%)、森林簿によると山林1,562ha(71.4%)、保安林90ha(4.1%)であり。農林地としては、1,768ha(80.8%)を占め、また、区域内の就業人口(15歳以上)510人のうち62人程度(約12%)が農林業に従事しており、(令和2年国勢調査)、農林業が重要な産業となっている区域である。 ②法第3条第2号関係: ・当該地区の人口(住民基本台帳10月1日現在)は、平成17年の1,271人から令和6年の863人と20年間で408人、32.1%減少しており、集落機能の維持や伝統文化の継承、地域活力の衰退が危惧されている。 ・一方で、東日本大震災や新型コロナを契機として、豊かな自然環境の中での暮らしへの憧れが増し、また、テレワークの普及や様々な働き方により、中山間地域を始めとした地方への移住や2拠点生活の注目度が高まっている。さらに、SDGsやカーボンニュートラル意識が醸成されつつあることから、都市部住民のボラティア活動や企業のCSR活動の場として、都市部住民との交流を促進し、関係人口による農林業、地域活力の維持・向上を目指す取組を行うことが有効かつ適切である。 ③法第3条第3号関係: 当該区域は、農業振興地域、振興山村地域、都市計画法無指定地域、であり、農林地が80%以上を占め宅地は37ha(1.7%)に留まることから、市街地を形成している区域ではない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 活性化事業の実施に関する事項

該当なし

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
			登記簿	現況		農用地区域の 内外	市街化調整 区域の内外		
①									
②									
③									

2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類	(当該施設が 農振法上の農 用地等に該当 する場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号 (土地の所在)(※6)	備考
①						
②						
③						

【記入要領】

※1 活性化事業の用に供する土地について記載すること。

※2 活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が農用地区域内に存する場合には、「農用地区域の内外」欄に「○」を記載すること。
また、活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が市街化調整区域内に存する場合には、「市街化調整区域の内外」欄に「○」を記載すること。

※3 「特例措置」の欄には、農山漁村活性化法の規定により適用を受ける特例措置の法律名及び条項を記載すること。具体的には、「農地法第4条第1項」、「農振法第15条の2第1項」、「都市計画法第29条第1項」又は「都市計画法第43条第1項」のいずれか該当するものを記載すること。

※4 「種別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

※5 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

※6 「土地番号(土地の所在)」は「1 活性化事業の用に供する土地に関する事項」の対応する「土地番号」を記載すること。

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

該当なし

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期(※1)	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注) 省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注) 農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

3 その他参考となるべき事項

--

【記入要領】

※1 「転用の時期」には、「(別添1) 農地法の特例措置」の3の(3)の記載事項を簡潔に記載すること。

※2 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」には、「(別添1)農地法の特例措置」の5の記載内容を転記すること。

※3 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)
- (2) 当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (3) 当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (4) 当該活性化事業の用に供する土地が農用区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面
- (5) 当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)
- (6) その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

6 活性化事業の用に供するため開発行為(農振法第15条の2第1項)を行う場合の記載事項

該当なし

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

(1) 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※1)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

(2) その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	

3 防災措置の概要 (※3)	
4 その他参考となるべき 事項	

【記入要領】

※1 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

※2 「農用地等としての利用を困難にしたいための措置」欄には、開発行為後の土地農用地等の用に供する場合にあって、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を記載すること。

※3 「防災措置の概要」欄には、活性化事業に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合に、それを防止するための措置を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面

(2) 当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。

(3) その他参考となるべき書類

7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項)

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。

また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

該当なし

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地(※1)	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別(※2)	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在(※3)	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

【記入要領】

※1 開発区域内の土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。

※3 該当する土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面

(2)当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(3)特定開発行為を行う場合には、

① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図

② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)

③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)

④ その他参考となるべき書類

(4)建築行為等を行う場合には、

① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)

② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)

③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の 種類(※1)	土地所有者		権利の 種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	種別(※3)	
豊田市加塩町古屋	58	畑		647	使用貸借	林 進	加塩町古屋46				イ		
豊田市加塩町古屋	59	畑		629	使用貸借	林 進	加塩町古屋46				イ		
豊田市加塩町古屋	60	畑		21	使用貸借	林 進	加塩町古屋47				イ		
豊田市加塩町古屋	61	畑		676	使用貸借	林 進	加塩町古屋48				イ		
豊田市加塩町古屋	62	田		943	使用貸借	林 進	加塩町古屋49				イ		
豊田市加塩町古屋	63	田		1085	使用貸借	林 進	加塩町古屋50				イ		
豊田市加塩町古屋	64	田		988	使用貸借	林 進	加塩町古屋51				イ		

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号二)

令和7年6月

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名:旭地域資源保全会(※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能発揮の促進を図ることとする。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

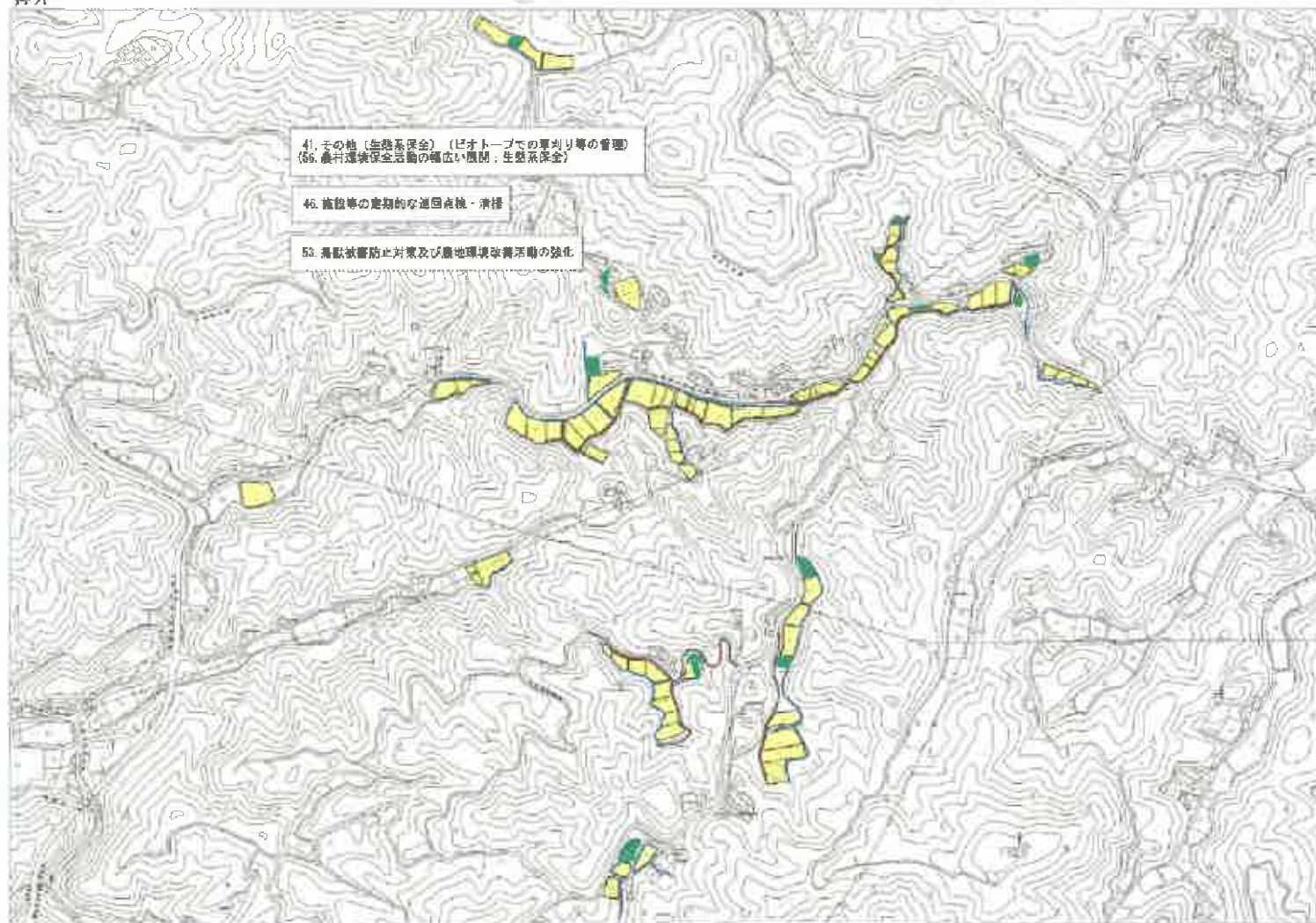
(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
☐	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持 その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
☐	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)	
3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)	

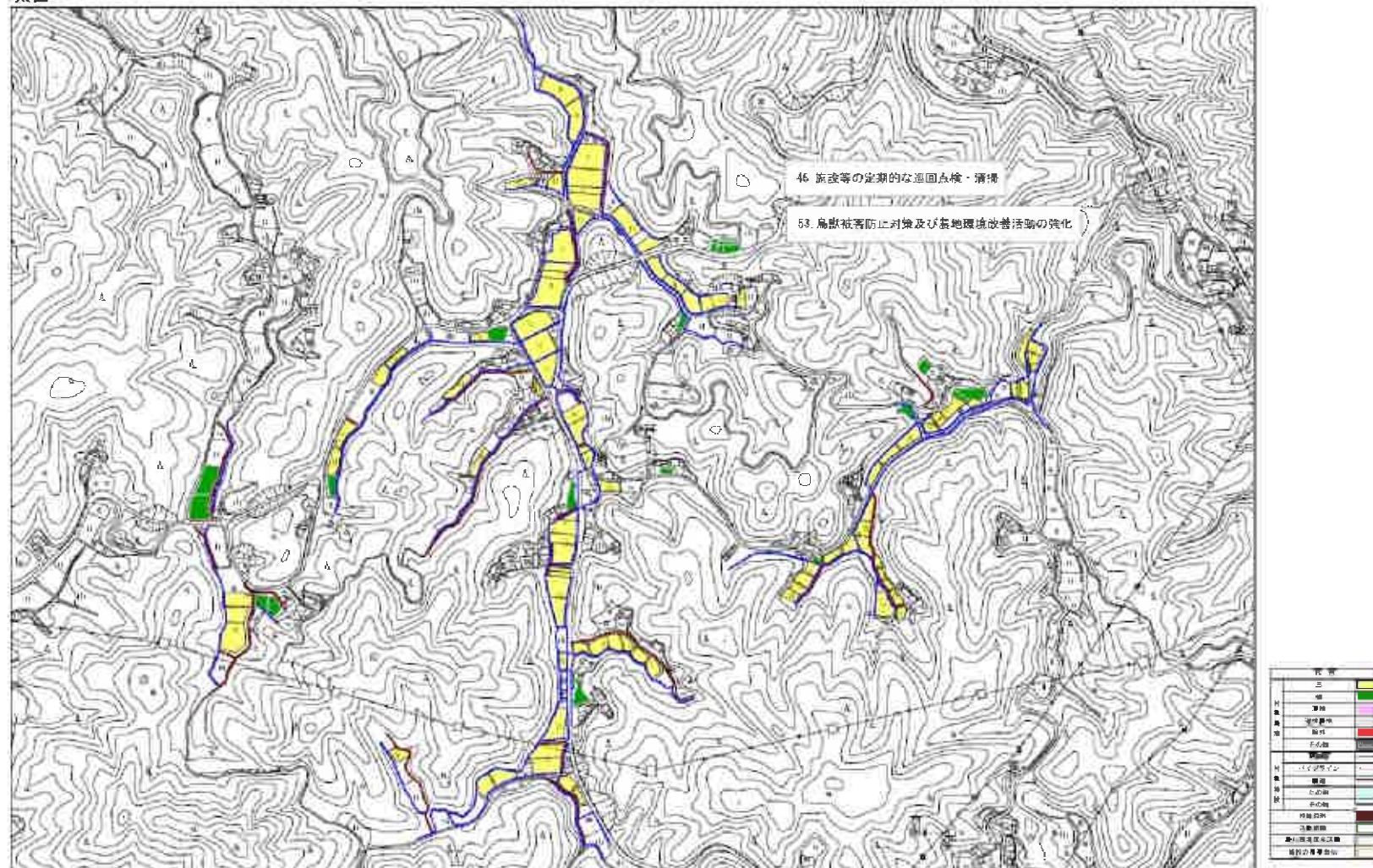
② 实施区域

多面的機能支搨 協定農用地位置図
押井

縮尺：1/4691

② 实施区域

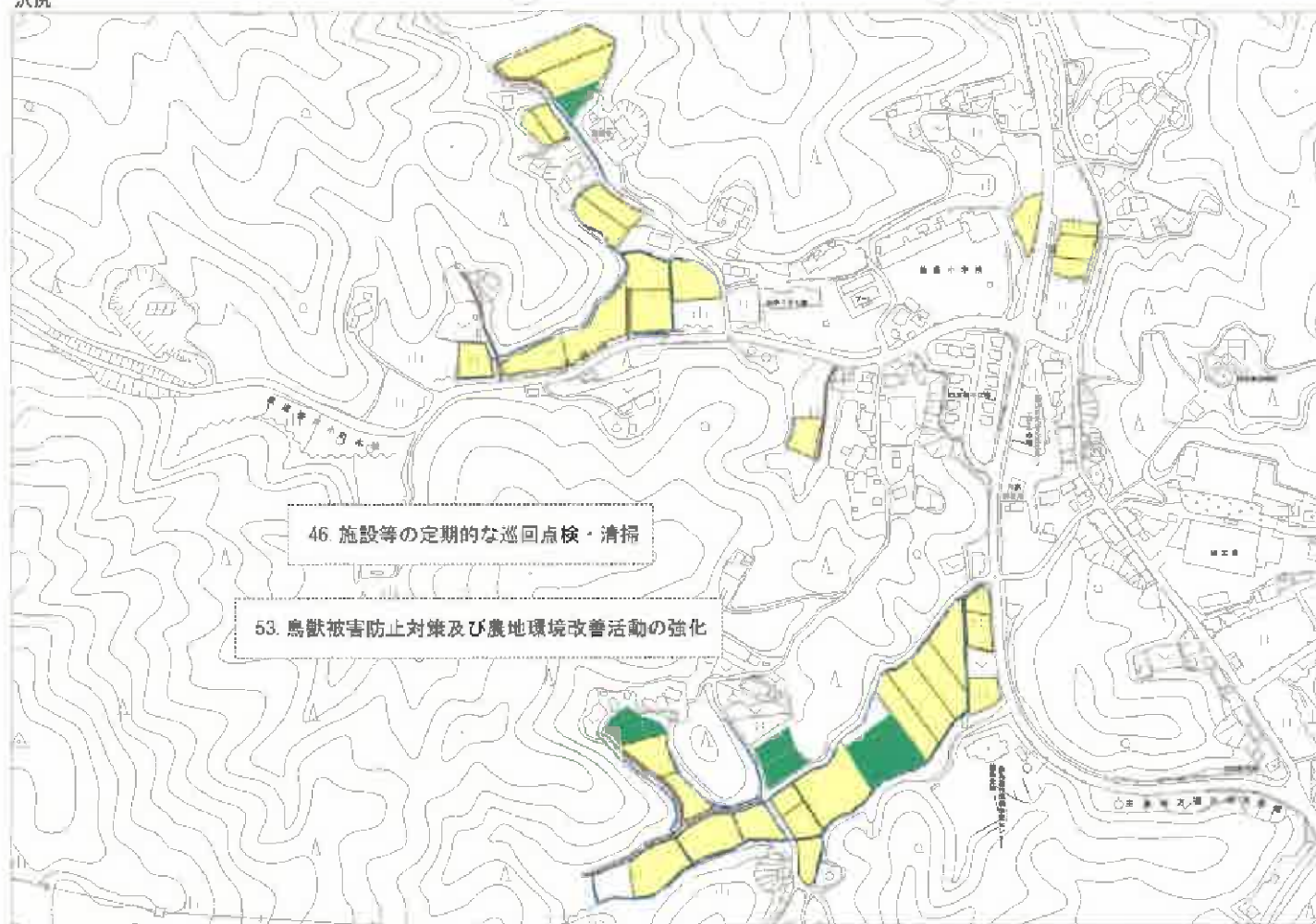
多面的機能支抔 協定農用地位置図
太田



縮尺: 1/4878

② 実施区域

多面的機能支払 協定農用地位置図
沢尻

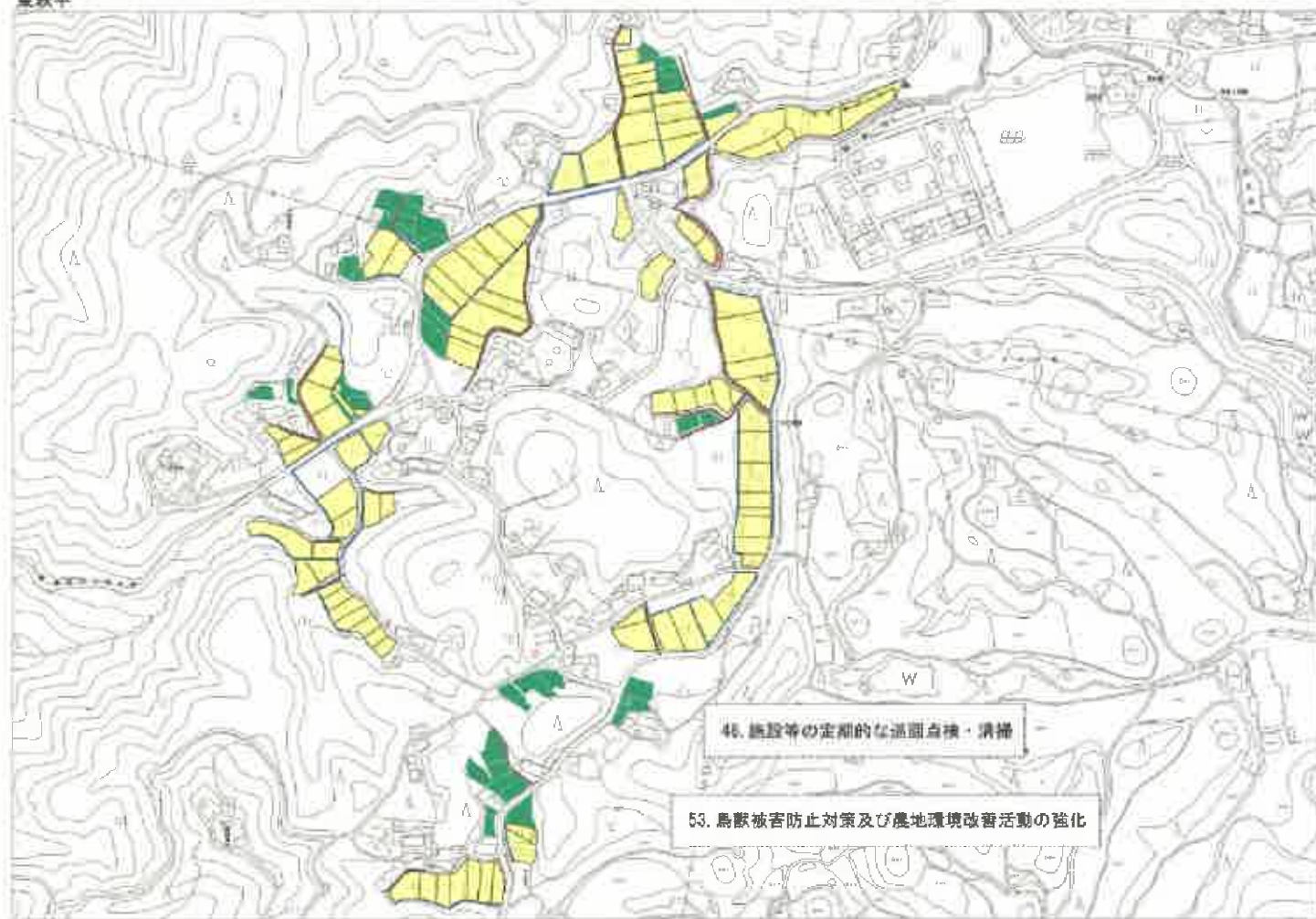


縮尺：1/2256

② 实施区域

多面的機能支払 協定農用地位置図

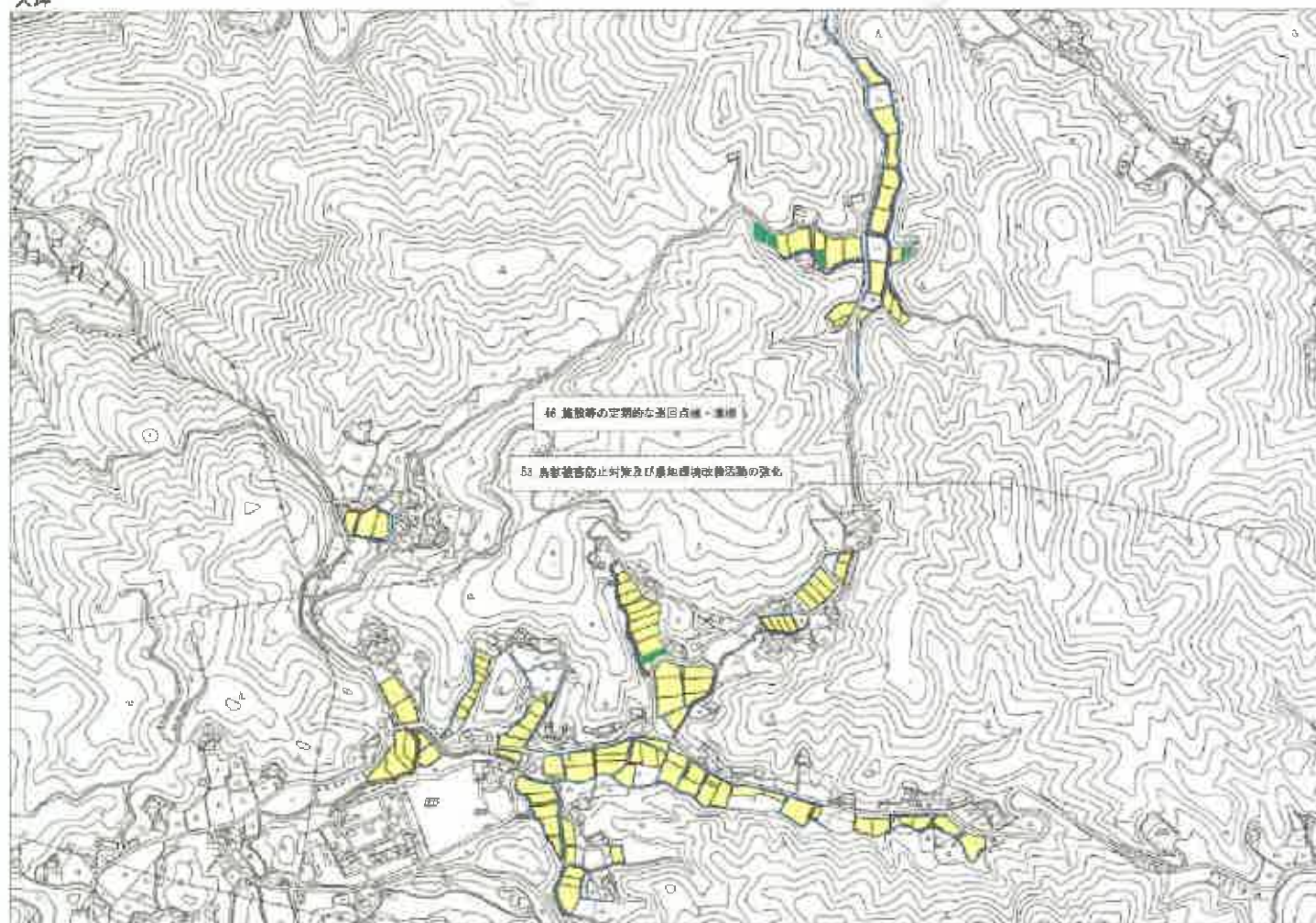
車鉄甲



縮尺: 1/2875

② 实施区域

多面的機能支払 協定農用地位置図
大坪



縮尺: 1/4974

	凡例	
対象地域	地	
	地	
	地	
	地	
市県界	市界	
	県界	
	市界	
	県界	
市県界	市界	
	県界	
	市界	
	県界	
市県界	市界	
	県界	
	市界	
	県界	

(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

認定農用地面積 田 押井:766a、太田:1051a 沢尻:368a 東萩平:830a 大坪:1133a 畑 押井:77a、太田:148a 沢尻:58a 東萩平:177a 大坪:40a
農業用施設 水路 押井:3.2km、太田:11.1km 沢尻:2.1km 東萩平:2.5km 大坪:5.7km 農道 押井:2.3km、太田:3.5km 沢尻:0.6km 東萩平:1.7km 大坪:2.0km
ため池 東萩平:1箇所

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

毎年、対象農地及び農業用施設(水路・農道)等の点検を行い、必要に応じ保全管理を行う。また、畦畔、法面、水路や農道の草刈りや泥上げ等を実施し保全管理を行う。

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

毎年、対象農地及び農業用施設(水路・農道)等の機能診断を行い、診断結果に応じて軽微な補修を行う。また、鳥獣被害対策を行う。

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

【記入要領】

- ※1 組織毎に作成すること。
- ※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)ただし、交付金額に係る記載は不要。
- ※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

- (1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書
- (2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2～7のうち事業の申請に必要なもの
- (3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

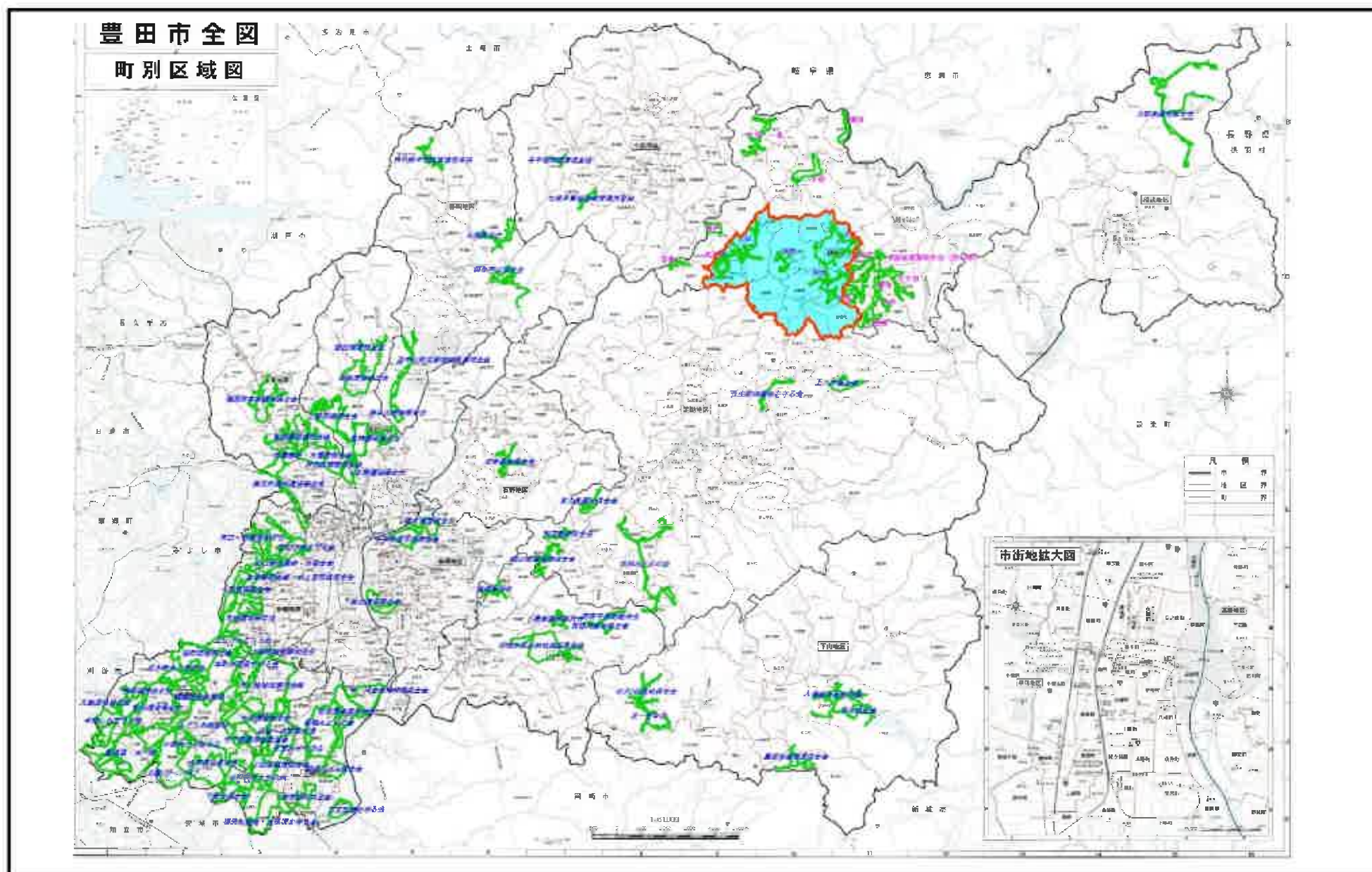
(別添)

実施区域位置図

組織名称:

■ 1号事業(多面支払) □ 2号事業(中山間直払) □ 3号事業(環境直払)

旭地域資源保全会



9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名:しきしま集落協定(※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

本地域は、振興山村に指定されるなど、平壌地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

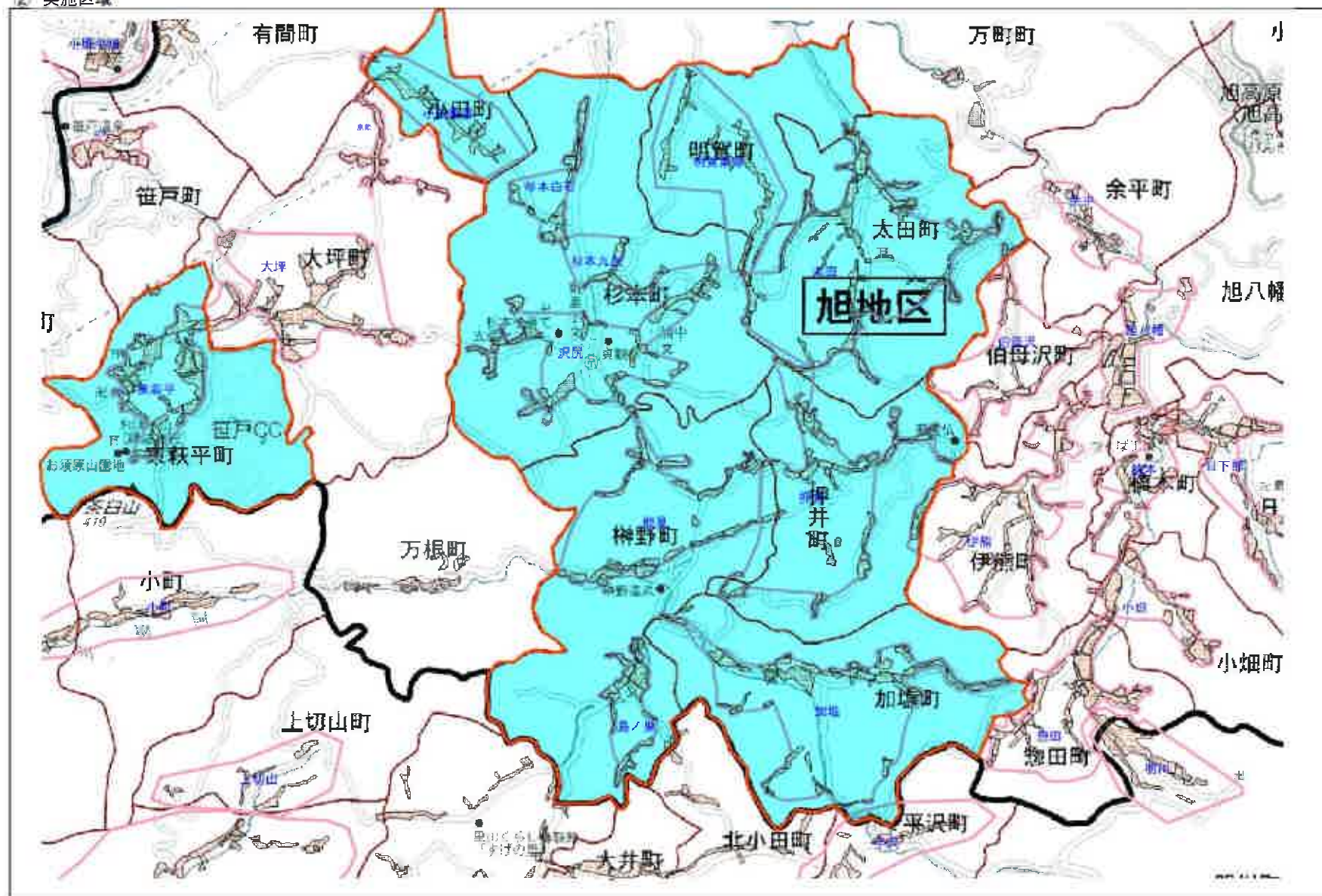
(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
☐	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
☐	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
○	2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)
☐	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

② 実施区域



(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

--

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

--

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

--

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

協定農用地面積 617,867㎡ 急傾斜地田 335,468㎡ 緩傾斜地田 276,468㎡ 急傾斜地畑 5,931㎡ 集落協定広域化加算 田 611,936㎡ 畑 5,931㎡ 集落機能強化加算 田 611,936㎡ 畑 5,931㎡ 生産性向上加算 田 611,936㎡ 畑 5,931㎡

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

目指すべき将来像:将来にわたり、農業生産活動等が可能となるための集落内の実施体制の構築、新たな人材の育成・確保及び再生産可能所得を確保する。 活動方針:機械・農作業の共同化等営農組織の育成、交付付加価値型農業の推進、担い手への農地集積及び共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備 活動計画(目標):新規に5団体を設立する。特別栽培米を5haで生産する。農地を担い手へ5ha集積する。協定参加農地を5ha増やす。 取組事項:耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。 侵入防止柵、ネットの設置により鳥獣害防止対策を行う。 集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。 水路、農道等の管理方法:水路の草刈り・清掃、農道の草刈り・簡易補修をする。 多面的機能を増進する活動:農地と一体となった周辺林地の草刈り等を行う。魚類・昆虫類の保護を行う。 体制整備取組事業:集落戦略を令和6年度末までに作成する。 令和5年度～令和6年度 加算措置取組事項:集落協定広域化加算 令和5年度に実施済み。 令和5年度～令和6年度 集落機能強化加算:地域運営組織と連携した支え合いマッチング 令和5年度～令和6年度 生産性向上加算:担い手へ農地を集積する。
--

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

--

2) 1) の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

--

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

--

【記入要領】

※1 組織毎に作成すること。

※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。

※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。

※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)ただし、交付金額に係る記載は不要。

※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。

※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。

※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

(1) 多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書

(2) 多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2～7のうち事業の申請に必要なもの

(3) 多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名: 高能集落協定(※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

本地域は、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

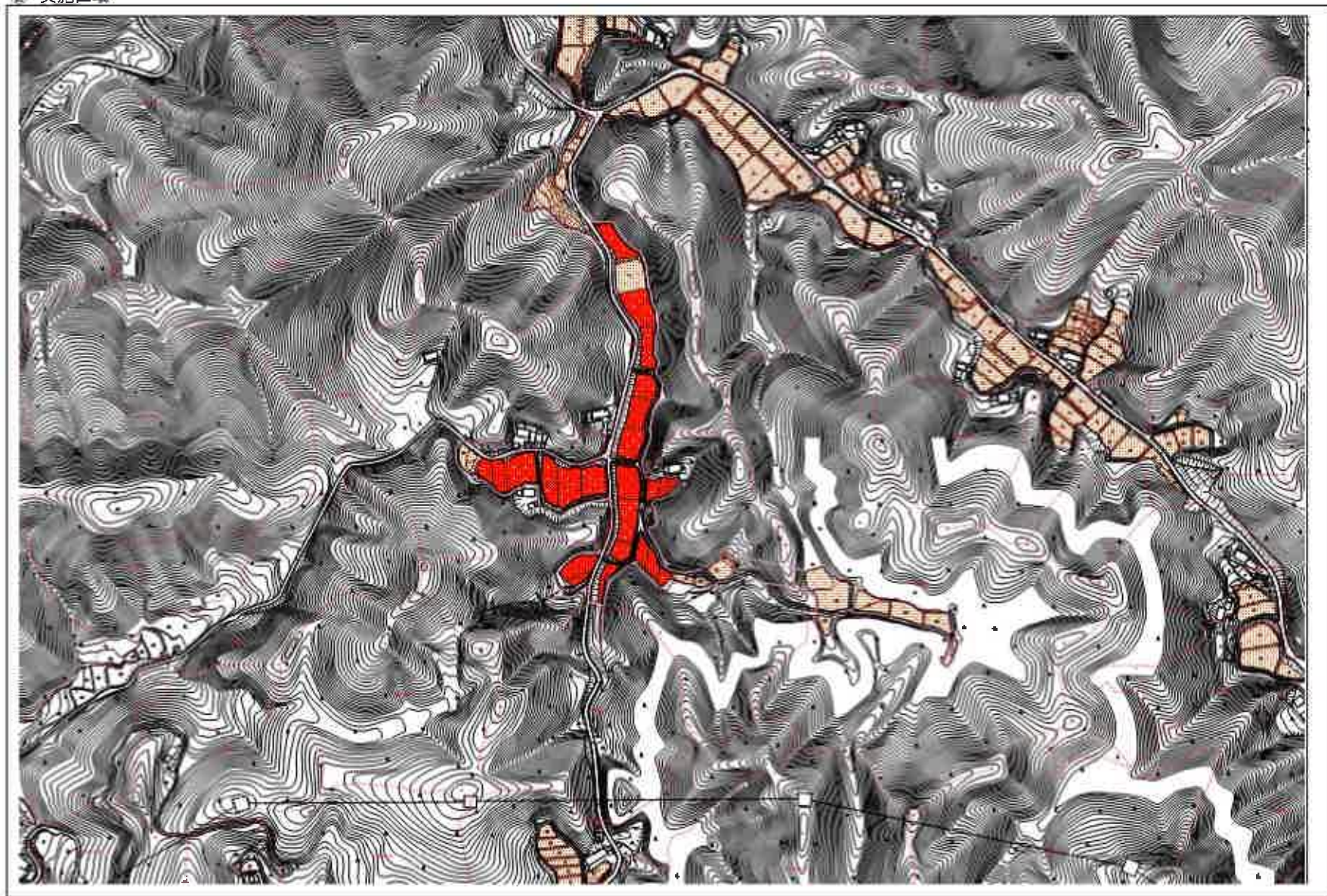
(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
☐	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
☐	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
○	2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)
	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

2 实施区域



(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

--

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

--

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

--

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

協定農用地面積 25,709㎡ 急傾斜地田 24,110㎡ 緩傾斜地田 1,599㎡
--

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

目指すべき将来像:将来にわたり、農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築 活動豊作:新規就農者等による農業生産及び共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備 活動計画(目標):農業経営の子への継承及び共同サポートの輪で協定農用地を保全する。 取組事項:農地法面の崩壊を未然に防ぐため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。 侵入防止柵、ネットの設置により鳥獣害防止対策を行う。 水路、農道等の管理方法:水路の草刈り・清掃、農道の草刈りをする。 多面的機能を増進する活動:農地と一体となった周辺林地の草刈り等を行う。
--

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

--

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

--

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

--

【記入要領】

※1 組織毎に作成すること。

※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。

※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。

※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
ただし、交付金額に係る記載は不要。

※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。

※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。

※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

(1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書

(2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2～7のうち事業の申請に必要なもの

(3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名大坪集落協定(※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

本地域は、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。

(2) 目標

1を踏まえ、本地域では、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

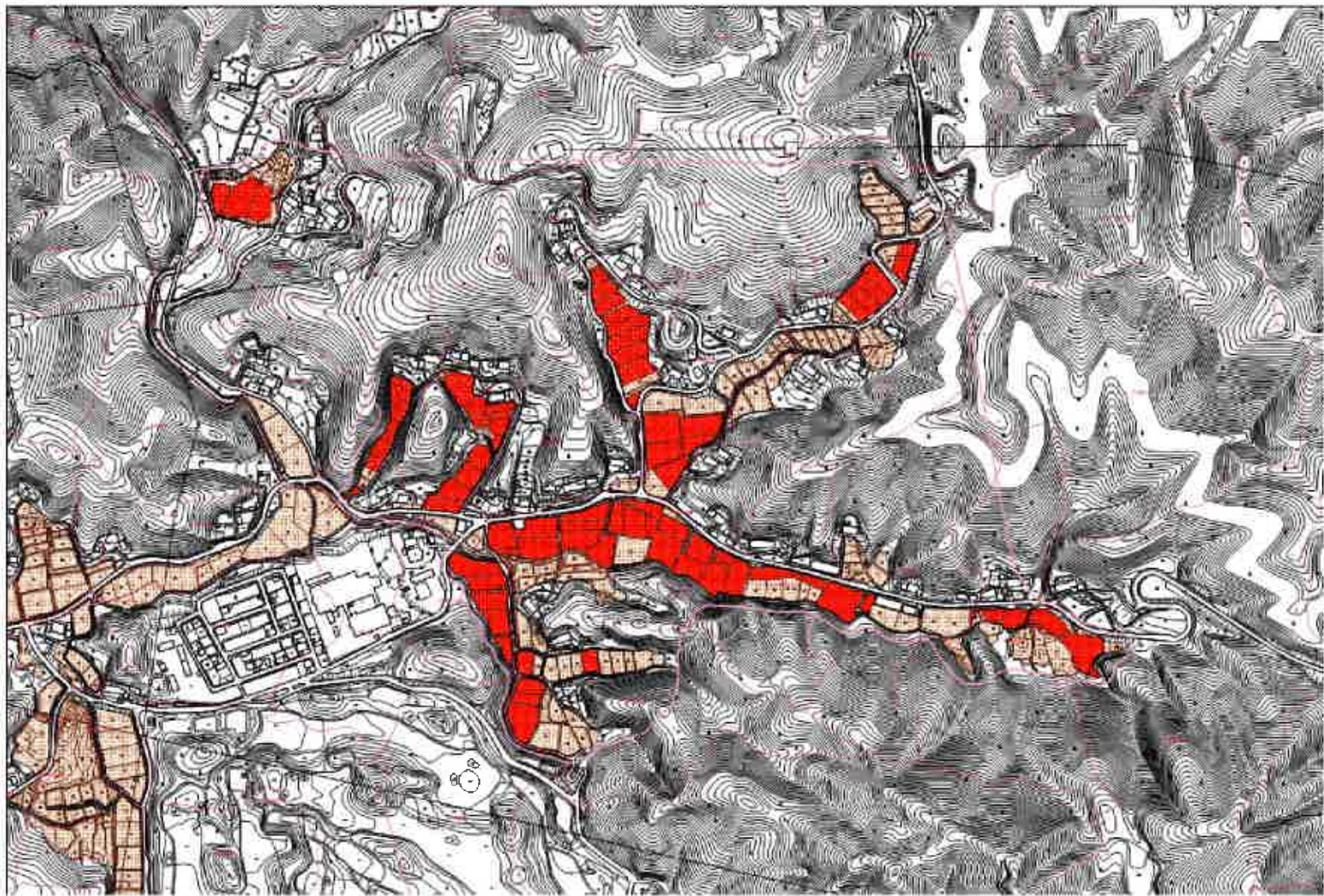
(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
☐	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
☐	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
○	2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)
	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

2 实施区域



(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

--

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

--

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

--

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

協定農用地面積 76,014㎡ 急傾斜地田 29,497㎡ 緩傾斜地田 46,517㎡

--

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

目指すべき将来像:将来にわたり、農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築

活動方針:共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

活動計画(目標):全協定者との連携を密にして、課題等の早期把握により、農用地の維持管理に努める。

取組事項:農地法面の崩壊を未然に防ぐため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。

侵入防止柵、ネットの設置により鳥獣害防止対策を行う。

水路、農道等の管理方法:水路の草刈り・清掃、農道の草刈りをする。

多面的機能を増進する活動:農地と一体となった周辺林地の草刈り等を行う。

--

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

--

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

--

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

--

【記入要領】

※1 組織毎に作成すること。

※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。

※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。

※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
ただし、交付金額に係る記載は不要。

※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。

※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。

※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

(1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書

(2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2～7のうち事業の申請に必要なもの

(3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

(別添)

実施区域位置図

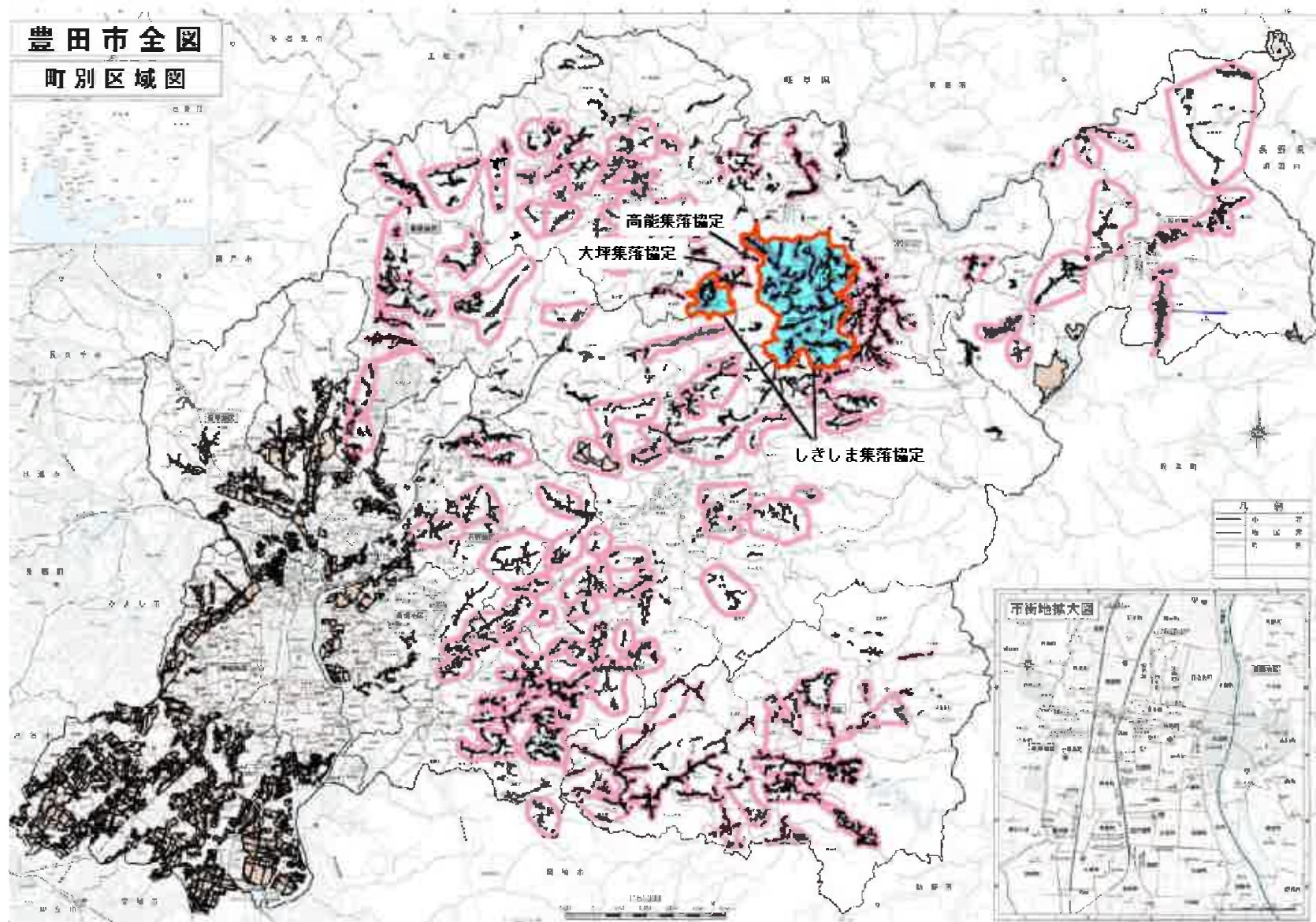
組織名称:

□ 1号事業(多面支払)

■ 2号事業(中山間直払)

□ 3号事業(環境直払)

しきしま集落、高能集落、大坪集落



別紙

地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

		活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
○	農地維持支払	平成26年度	令和8年度
○	資源向上支払(共同)	平成26年度	令和8年度
○	資源向上支払(長寿命化)	令和元年度	令和8年度
○	中山間地域等直接支払	平成12年度	令和6年度
環境保全型農業直接支払		年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)												うち遊休農 地面積
		田		畑		草地		採草放牧地		計		
	多面支払	4148a		500a		a				4648a		0a
	中山間直払	a		a		a		a		a		a
		傾斜	1/20	傾斜		傾斜		傾斜				
取組 面積	環境直払 (※2)											a

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	24.6km	10.1km	1箇所
うち、資源向上支 払(長寿命化)の 対象施設	24.6km	10.1km	箇所

3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

【記載要領】

※1 多面支払の認定農用地は、集落が管理する農用地を記載する。

※2 環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要領別紙第2の1の(2)活動計画書のⅣの4の交付金額の取組面積の合計を記載するものとする。

10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第10項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第10項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標の達成状況の評価については、毎年度、豊田市農業・農村支援協議会(委員:学識経験者、あいち豊田農協営農生活部長、愛知県農業経営士協会支部長、農業員会長、各行政機関代表者)において、進捗状況について検証するとともに、活性化計画終了後の翌年度に最終評価を行いその結果を公表する

【記入要領】

※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。

敷島自治区活性化計画(区域図)

敷島自治区

地区面積:2,187ha

押井町、東萩平町、大坪町、榑野町、杉本町、加塩町、太田町、明賀町、小田町、万根町



